

民法（相続関係）の改正に伴い、被相続人の親族（相続人等を除く。）による特別の寄与があった場合には、特別寄与者は特別寄与料の支払を請求することができることとされました。また、成年年齢を20歳から18歳へ引き下げることとされたことから、平成31年度税制改正において、特別寄与料に係る課税関係や、成年年齢の引き下げに伴う課税関係の見直しが行われることとなりましたので、その概要について解説することとします。

## 1. 特別寄与料制度

### (1) 制度の概要

被相続人の子の妻が被相続人を長年介護するといったことは現実によくみられますが、寄与分は共同相続人の中だけで認められ、子の妻は相続人ではないので寄与分は認められません。家庭裁判所は子の妻の介護による貢献を子の行為と同一とみなして寄与分を認めるなどして柔軟に対処してきましたが、夫が被相続人より先に死亡している場合は、このような対処はできないという問題や、被相続人の兄弟姉妹による貢献についても寄与分を認めなければ不公平であるという問題が残っていました。

今回新設された「特別寄与料」制度は、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続放棄をした者、相続欠格事由のある者、廃除された者を除く。以下「特別寄与者」といいます。）は、相続開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払を請求することができるというものです。

ただし、相続の開始後、相続人に対し特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは特別寄与料の支払いを請求することができません。

なお、この改正は、平成31年（2019年）7月1日から施行され、施行日前に開始した相続については従前の例によることとされています。

### (2) 課税関係

#### ① 特別寄与者が受取った特別寄与料への課税

特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、特別寄与者が、特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税を課税することとしました。この場合に、新たに相続税の申告義務が生じた者は、その事由が生じたことを知った日から10か月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません。

（特別寄与者は、配偶者又は一親等の血族以外の者であることから、相続税額の二割加算の対象者となります。）

#### ② 相続人が特別寄与料を支払った場合

相続人が支払うべき特別寄与料の額は、その相続人に係る相続税の課税価格から控除することとされました。その場合、相続税の更正の請求によって相続税の還付を受けることができるように更正の請求の特例を見直します。

## 2. 成年年齢の引き下げに伴う課税関係の見直し

民法の一部改正によって、成年となる年齢を20歳から18歳に引き下げることとされたことから、相続税等の課税関係が以下のように見直されることとなりました。

(1) 相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げることとしました。

(2) 次に掲げる制度における受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げることとしました。

- ① 相続時精算課税制度
- ② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例
- ③ 相続時精算課税適用者の特例
- ④ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度

(3) ジュニアNISAの口座開設等を行うことができる年齢要件を18歳未満に引き下げることとしました。

上記(1)及び(2)の改正は、平成34年（2022年）4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税又は贈与税について、(3)については、平成35年（2023年）1月1日以後に設けられる未成年者口座等について適用することとされています。